

税務課からのお知らせ

1. 令和5年度からの変更点

*納税証明書の送付について

令和5年1月から軽JNKSにより、三輪以上の軽自動車は継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

これまで口座振替で納付された場合には、市から納税証明書を送付していましたが、令和5年度以降は二輪の小型自動車（排気量250cc超）のみ納税証明書を送付します。**（軽三輪・軽四輪の納税証明書は送付しません。）**

*地方税統一QR（eL-QR）による納付

令和5年4月から、これまでの納付方法に加えて、新に納付書に印字されるeL-QR等を利用して、ご自宅のパソコンやスマートフォンなどから納付することが可能になりました。

軽JNKS、eL-QRによる納付について、詳細は市ホームページをご覧ください。

（QRをスマートフォンで読み込むと市ホームページに繋がります。）



▲軽JNKS

▲eL-QR

2. 軽自動車税の税制改正について

平成27年度税制改正により軽自動車税の税率変更が行われました。グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について「重課」が適用されます。

また、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、「グリーン化特例（軽課）」が適用されます。（裏面参照）

*原動機付自転車等

車種		税率
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超～ 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超～ 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪（125cc 超～ 250cc 以下）・被けん引車		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円

*三輪、四輪以上の軽自動車

三輪及び四輪の軽自動車について、条件によって税率が適用されます。

なお、条件については「最初の新規検査」の年月で判定します。自動車検査証に記載された「初度検査年月」でご確認ください。

車種			税率			
			①平成22年3月以前の初度検査年月（重課車両）	②平成22年4月～平成27年3月までの初度検査年月	③平成27年4月以降の初度検査年月	
軽自動車	三輪		4,600円	3,100円	3,900円	
		乗用	8,200円	5,500円	6,900円	
	四輪以上	乗用	12,900円	7,200円	10,800円	
		貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
			自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車は重課の対象外です。

番号		自動車検査証		最初の新規検査年月	平成25年 2月 日		軽自動車検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	車体の形状			
	平成24年 9月 日	平成20年 9月 日	軽自動車	乗用 自家用	指型			
車台番号	乗車定員	最大積載重	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
	4人	kg	760kg	980kg	339cm	147cm	154cm	
車名	型式	原動機型式	燃料の種類	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
			ガソリン	0.65t	470kg	290kg		

*グリーン化特例（軽課）

令和3年4月から令和5年3月までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、最初の新規検査の翌年度分の軽自動車税種別割に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

車種		税率				
		A	B	C		
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
		乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円		
		貨物	営業用	1,000円		
	自家用	1,300円				

軽乗用車	・電気自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）		A	
軽（営業用）乗用車	ガソリン車（ハイブリット車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車	B
			令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車	C

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

3. 軽自動車等の各種手続きのお願い

原動機付自転車や軽自動車等を①譲渡（相続含む）②廃車 ③住所変更 をした場合は、下記の所定の機関で申告手続きを行ってください。

実際は所有していなくても、廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、いつまでも軽自動車税種別割が課税されてしまうため、必ず手続きをお願いします。

区分	お問い合わせ先	必要な持ち物
原動機付自転車（～125cc以下）	御前崎市役所 税務課 ☎0537（85）1114	●廃車（市外への住所変更）…ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類 ●名義変更（譲渡）… 【未廃車の場合】ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、本人確認書類 【廃車済みの場合】廃車証明書、譲渡証明書、本人確認書類 ●相続…本人確認書類
小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）		
ミニカー		
※軽二輪車（126cc～250cc以下）	静岡運輸支局	●静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所へお問い合わせください。
※小型自動二輪（250ccを超えるもの）	浜松自動車検査登録事務所 ☎050（5540）2052	
※軽自動車（660cc以下の三・四輪車）	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 ☎050（3816）1777	●軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所へお問い合わせください。